

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の取組方針～

令和4年5月26日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度以降）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取組みを継続**します。

【達成すべき目標】

**利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。**

減災対策協議会では、河川管理者、気象台、市区町、水防管理者、鉄道事業者を構成員として、主に以下のソフト対策の取組を実施します。

減災のための目標達成に向けた3本柱の取組

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

2. 第2期の取組

- 第1期の総括を踏まえ、**(1) 優先的に取り組むべき取組**、**(2) 質的な向上を図る取組**、**(3) 進捗率向上を目指す取組**を選定し、メリハリある取組を行います。

(1) 優先的に取り組む取組(例)

- ◆ **法的義務あり**、または**法的努力義務あり**・取組の目標年が設定されている(下線部)
 - ・No.28 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知(義務)
 - ・No.35 水防災に関する説明会や避難訓練の開催(努力義務)
- ◆ **法的義務あり**
 - ・No. 22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
 - ・No.20 避難場所・避難経路の再確認と改善

(2) 質的な向上を図る取組(例)

- ◆ **法的義務あり**
 - ・No.19 避難指示等の発令基準の改善
- ◆ **法的努力義務あり**
 - ・No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
 - ・No.16 住民等への情報伝達方法の改善
 - ・No.38 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
 - ・No.51 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ **法的制約なし**
 - ・No.32 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

(3) 進捗率向上を目指す取組(例)

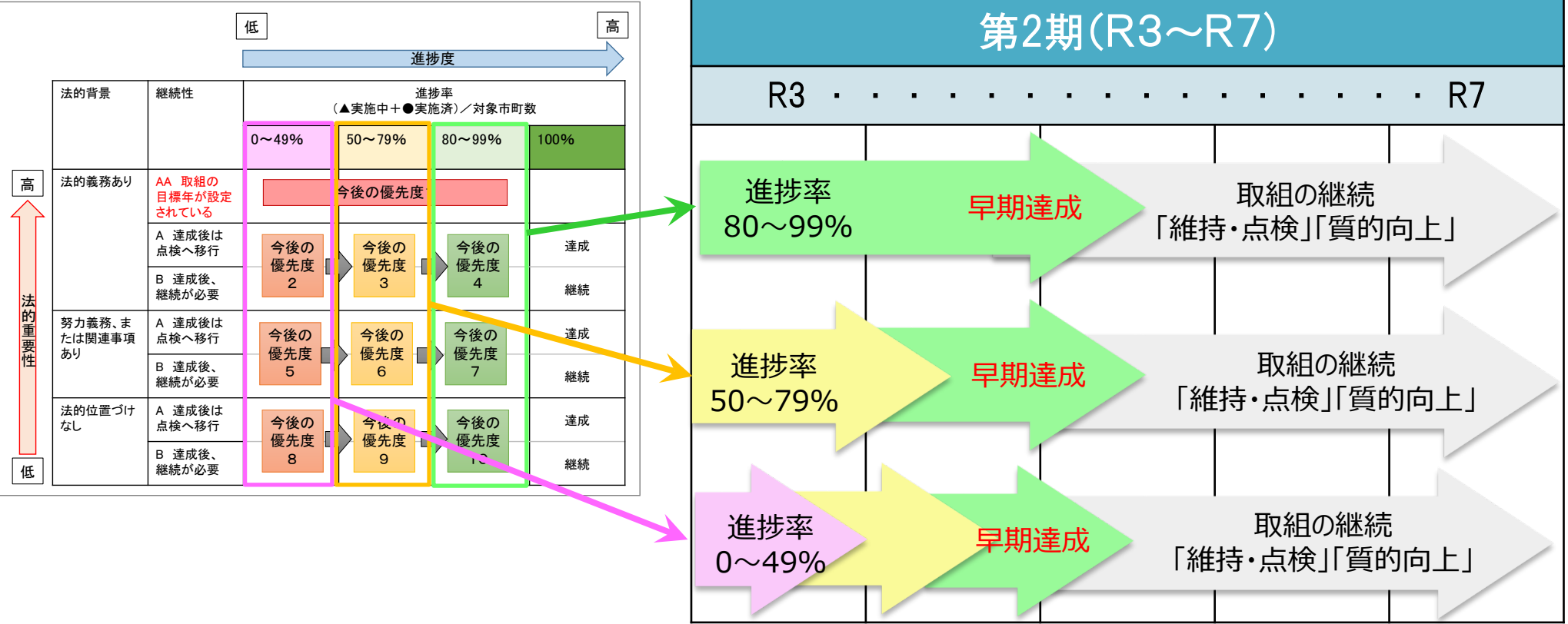
- ◆ **法的努力義務あり**
 - ・No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
 - ・No.24 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進
 - ・No.36 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ **法的制約なし**
 - ・No.54 水害に対応した企業BCP策定への支援

		進捗率 (▲実施中+●実施済)／対象市町数			
		0～49%	50～79%	80～99%	100%
法的背景	法的義務あり	今後の優先度1			
	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度2	今後の優先度3	今後の優先度4	達成
	B 達成後、継続が必要				継続
	努力義務、または関連事項あり	今後の優先度5	今後の優先度6	今後の優先度7	達成
	A 達成後は点検へ移行				継続
	B 達成後、継続が必要				
法的位置づけなし	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度8	今後の優先度9	今後の優先度10	達成
	B 達成後、継続が必要				継続

図 取組の選定イメージ

2. 第2期の取組

- 第2期は5 か年ありますが、取組は**早期達成を目指し**ます。
- 達成した取組及び進捗率の高い取組については、「**維持・点検**」を**継続**するとともに、次のページの取組のPDCAによって「**質的な向上**」を目指して**取組を継続**します。



2. 第2期の取組イメージ（参考）

- 基本的に取組は一度実施して終了ではなく、**維持・継続し、定期的に、または災害発生時等に見直しを行いブラッシュアップ**していくことが重要です。

取組のPDCA

